

福島大学大学院学則（案）

昭和51年5月25日

改正 昭和52年5月17日

昭和52年11月22日

昭和53年5月23日

昭和54年7月13日

昭和54年9月11日

昭和59年3月31日

昭和60年4月1日

昭和61年4月1日

昭和62年3月17日

昭和63年3月29日

平成元年6月20日

平成2年3月30日

平成3年3月26日

平成3年4月16日

平成3年9月17日

平成4年4月21日

平成4年4月21日

平成4年12月1日

平成5年4月1日

平成5年7月6日

平成6年2月1日

平成6年4月1日

平成6年9月20日

平成6年11月22日

平成7年7月4日

平成9年1月21日

平成9年7月15日

平成10年4月21日

平成11年1月19日

平成11年9月14日
平成12年2月28日
平成12年9月5日
平成13年2月13日
平成13年3月27日
平成13年9月18日
平成14年2月19日
平成14年3月19日
平成15年2月4日
平成15年2月18日
平成15年10月14日
平成16年4月1日
平成16年9月7日
平成17年4月1日
平成17年6月7日
平成17年12月6日
平成18年2月7日
平成19年4月17日
平成19年6月19日
平成20年3月18日
平成20年3月18日
平成21年3月17日
平成22年3月16日
平成22年8月3日
平成23年3月29日
平成24年4月17日
平成24年8月7日
平成25年3月26日
平成28年3月22日
平成28年6月10日
平成29年2月14日

平成31年3月19日

令和3年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)第2条の3第2項の規定に基づき、福島大学大学院(以下「大学院」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

第2条の3 大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人間発達文化研究科

地域政策科学研究科

経済学研究科

共生システム理工学研究科

(課程)

第4条 前条の研究科の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 人間発達文化研究科地域文化創造専攻、人間発達文化研究科学校臨床心理専攻、地域政策科学研究科及び経済学研究科は修士課程とする。

3 共生システム理工学研究科は博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」と

いう。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は修士課程として取扱うものとする。

- 4 人間発達文化研究科教職実践専攻は専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)とする。

(課程の目的)

第4条の2 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

- 2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

- 3 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻及び領域等)

第5条 次の研究科に当該各専攻を置く。

人間発達文化研究科 教職実践専攻 地域文化創造専攻 学校臨床心理専攻

地域政策科学研究科 地域政策科学専攻

経済学研究科 経済学専攻 経営学専攻

共生システム理工学研究科 共生システム理工学専攻 環境放射能学専攻

- 2 人間発達文化研究科の各専攻に当該各コース及び各領域を置く。

教職実践専攻 ミドル・リーダー養成コース 教育実践高度化コース 特別支援教育高度化コース

地域文化創造専攻 人間発達支援領域 日英言語文化領域 地域生活文化領域 数理学領域 スポーツ健康科学領域 芸術文化領域

学校臨床心理専攻 臨床心理領域 学校福祉臨床領域

- 3 共生システム理工学研究科の共生システム理工学専攻博士前期課程に当該各分野を置く。

数理・情報システム分野 物理・メカトロニクス分野

物質・エネルギー科学分野 生命・環境分野

4 共生システム理工学研究科の環境放射能学専攻博士前期課程に当該各分野を置く。

生態学分野 モデリング分野 計測分野

5 共生システム理工学研究科の共生システム理工学専攻博士後期課程に当該各領域を置く。

共生機械システム領域 産業共生システム領域 環境共生システム領域

6 共生システム理工学研究科の環境放射能学専攻博士後期課程に当該各領域を置く。

環境放射能領域

(講座)

第5条の2 研究科の専攻に、講座を置くことができる。

2 前項に関する事項は、各研究科において定める。

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間発達文化研究科	教職実践専攻	教職大学院の課程	16人	32人
	地域文化創造専攻	修士課程	17	34
	学校臨床心理専攻	修士課程	7	14
地域政策科学研究科	地域政策科学専攻	修士課程	20	40
経済学研究科	経済学専攻	修士課程	10	20
	経営学専攻	修士課程	12	24
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	博士前期課程	53	106
		博士後期課程	4	12
	環境放射能学専攻	博士前期課程	7	14
		博士後期課程	2	6

第3章 標準修業年限、在学年限、学年及び休業日

(標準修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第8条 在学できる期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第15条第1項の規定により入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第23条の4に規定する長期履修学生の在学できる期間は、特別の事情があると認められる場合に限り、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあっては5年、博士後期課程にあっては7年とすることができる。

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年、学期及び休業日については、学則の規定を準用する。

第4章 入学

(入学時期)

第10条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第11条 修士課程及び博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国

において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第155条第1項第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者(外国において学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者を含む。)であって、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

十 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第11条の2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査

に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示 118号）

八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（教職大学院の課程の入学資格）

第11条の3 教職大学院の課程に入学できる者は、第11条各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の一種免許状を有する者とする。

（出願手続）

第12条 入学を希望する者は、所定の期日までに入学願書に検定料その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第13条 入学を希望する者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 入学の選考に合格した者は、所定の期日までに、必要な書類を提出し、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者（第33条又は第33条の2の規定に基づき、入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

（転入学等）

第15条 次の各号の一に該当する者は、選考の上、入学を許可することがある。

一 大学院に1年以上在学して退学した者又は除籍された者で再入学を希望する者

二 他の大学の大学院に1年以上在学した者で転入学を希望する者

2 前項の規定により入学を許可された者のすでに取得した単位の取扱い及び修学すべき年数は、研究科委員会において定める。

第5章 休学、復学、転学、退学、除籍及び留学

（休学等）

第16条 休学、復学、転学、退学及び除籍については、学則の規定を準用する。

（留学）

第17条 外国の大学院等において修学を希望する者は、研究科の長を経由し、学長の許可

を得て留学することができる。

2 留学した期間は、第25条第1項及び第2項に規定する在学期間に算入することができる。

3 留学できる期間は、1年を超えることができない。

4 第23条の規定は、留学する場合に準用する。

第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法等

(教育方法)

第18条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(授業科目等)

第19条 大学院における授業科目及び単位数並びに履修方法等については、別に定める。

(単位)

第20条 単位については、学則の規定を準用する。

(単位の認定)

第21条 単位の認定は、試験又は研究報告等により行う。ただし、学位論文の授業科目については、学修の成果を評価して単位として認めることがある。

(他研究科の授業科目の履修)

第22条 研究科において教育上有益と認めるときは、当該研究科の学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

(他大学院の授業科目の履修)

第23条 他の大学の大学院等における授業科目の履修については、学則第13条の5の規定を準用する。この場合において同条中「大学又は短期大学」とあるのは、「大学院」と、同条第1項中「60単位」とあるのは、修士課程及び博士課程においては、「10単位」と、教職大学院の課程においては、「23単位」と、同条第2項中「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と読み替えるものとする。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第23条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程及び博士前期課程の

学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条の3 入学前の既修得単位の認定については、修士課程及び博士課程においては、学則第13条の7第1項、第3項及び第4項の規定を、教職大学院の課程においては、学則第13条の7第1項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「大学又は短期大学」とあるのは「学校教育法第97条で定める大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「第13条の5第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。

2 教職大学院の課程においては、前項の規定による読替え後の福島大学学則第13条の7の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、教職大学院の課程において修得した単位以外のものについては、第23条の規定により教職大学院において修得したものとみなす単位数及び第25条第5項の規定により免除する単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

(長期履修学生)

第23条の4 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の単位授与)

第23条の5 科目等履修生の単位授与については、第21条及び学則第13条の9第1項の規定を準用する。

(教員免許状)

第24条 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状又は当該免許状の免許教科等に係る幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、次のとおりとす

る。

研究科	専攻	免許状の種類（免許教科等）
人間発達文化研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭の専修免許状 小学校教諭の専修免許状 中学校教諭の専修免許状 （国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭の専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉、英語） 特別支援学校教諭の専修免許状 （知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域） 養護教諭の専修免許状 栄養教諭の専修免許状
	地域文化創造専攻	幼稚園教諭の専修免許状 小学校教諭の専修免許状 中学校教諭の専修免許状 （国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭の専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
	学校臨床心理専攻	幼稚園教諭の専修免許状 小学校教諭の専修免許状 中学校教諭の専修免許状 （国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語） 高等学校教諭の専修免許状 （国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、

		保健体育、家庭、英語)
地域政策科学研究科	地域政策科学専攻	中学校教諭の専修免許状 (社会) 高等学校教諭の専修免許状 (地理歴史、公民)
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭の専修免許状 (社会) 高等学校教諭の専修免許状 (公民)
	経営学専攻	高等学校教諭の専修免許状 (商業)
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻 (博士前期課程)	中学校教諭の専修免許状 (理科、技術) 高等学校教諭の専修免許状 (理科、工業、情報)

第7章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第25条 修士課程又は博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学して所定の授業科目について30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学して所定の授業科目について20単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- 一 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上
- 二 修士課程又は博士前期課程において優れた業績を上げ、1年以上2年未満の在学期間で当該課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年以上
- 三 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められて入学した者にあつては

1年以上

- 3 修士論文、特定の課題についての研究の成果又は博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が行う。
- 4 教職大学院の課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学して46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得しなければならない。
- 5 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位)

第26条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。
- 4 学位の授与に関しては、別に定める。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第27条 大学院において、科目等履修生を希望するときは、選考の上、許可することができる。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第27条の2 大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院における授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第28条の2 他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院において研究

指導を受けることを希望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第29条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもつて入国し、大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第30条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人福島大学学生納付金規則(平成16年4月1日制定。以下「学生納付金規則」という。)の定めるところによる。

(検定料等の不徴収)

第30条の2 第15条第1項第2号の規定に基づき転入学する者のうち、入学検定料及び入学料に関する協定(検定料及び入学料を相互に不徴収とするものに限る。)を締結している他の大学の大学院から転入学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 第28条に基づく特別聴講学生及び第28条の2に基づく特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生及び特別研究学生のうち、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

一 国立大学の学生

二 大学間相互単位互換協定(授業料を相互に不徴収とするものに限る。)に基づき、大学院の授業科目を履修する公立又は私立大学の学生

三 大学間特別研究学生交流協定(授業料を相互に不徴収とするものに限る。)に基づき、大学院において研究指導を受ける公立又は私立大学の学生

四 大学間交流協定(授業料を相互に不徴収とするものに限る。)に基づく外国人留学生

4 大学院の修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

第31条 授業料は、前期及び後期に区分し、次の各号に掲げる納期までに納入しなければならない。

一 前期(4月から9月までの分) 4月末日

二 後期（10月から翌年3月までの分） 10月末日

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納入するときに、学生の申出があったときは、当該年度の前期及び後期に係る授業料を併せて納入することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に納入すべき日を定めることができる。

（寄宿料）

第31条の2 入寮を許可された者は、毎月所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

（検定料等の返付）

第32条 納入された検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第31条第2項の規定により、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

（入学料の免除）

第33条 第14条第1項の規定にかかわらず、入学料の納入が著しく困難な者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定するもののほか、特別の事情のある者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

3 前2項についての手続き等は、別に定める。

（入学料の徴収猶予）

第33条の2 入学料の納入が困難な者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

（授業料の免除等）

第34条 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者又はその他止むを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程の学生においては、学業が優秀と認められる者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

3 休学又は退学を許可された者及び除籍された者の授業料は、所定の算式により免除することができる。

4 前3項についての手続き等は、別に定める。

(寄宿料の免除)

第 3 4 条の 2 災害を受け寄宿料の納入が著しく困難であると認められる者及び特別の事情がある者に対しては、寄宿料を免除することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第 1 0 章 教員組織

(教員組織)

第 3 5 条 大学院における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当させることができる。

第 1 1 章 運営組織

(研究科長)

第 3 6 条 大学院の各研究科に研究科長を置き、当該基礎となる学類の長をもって充てる。

2 研究科長は、当該研究科に関する事務を掌理する。

(研究科委員会)

第 3 7 条 大学院の各研究科に関する重要な事項を審議するため、それぞれ研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営については、別に定める。

第 1 2 章 賞罰

(賞罰)

第 3 8 条 賞罰については、学則の規定を準用する。

第 1 3 章 雑則

(学則等の準用)

第 3 9 条 この学則に規定するもののほか、大学院の学生に関し必要な事項については、学則及び本学の諸規程中、学生に係る規定を準用する。この場合において「学類」を「研究科」に、「学類長」を「研究科長」に、「学類教員会議」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

(この学則の改正)

第 4 0 条 この学則を改正するときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この学則は、昭和 5 1 年 5 月 2 5 日から施行する。

2 昭和 5 1 年度に入学した者の在学年数の計算に関しては、昭和 5 1 年 4 月 1 日から大学院に在学していたものとみなす。

附 則

この学則は、昭和52年5月17日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

改正 昭和53年5月23日

この規則は、昭和52年11月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年5月23日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年7月13日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年9月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、昭和60年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5人	5人
	教科教育専攻	15	15
経済学研究科	経済学専攻	22	44

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、昭和61年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5人	10人
	教科教育専攻	15	30
経済学研究科	経済学専攻	12	34
	経営学専攻	10	10

附 則

この規則は、昭和62年3月17日から施行し、昭和62年度の入学に係るものから適用する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年6月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する教育学研究科教科教育専攻の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成元年度にあつては、33人とする。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第31条第3項の規定は、平成3年度の入学に係るものから適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月16日から施行し、平成3年4月12日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則(以下「改正学則」という。)第6条に規定する教育学研究科教科教育専攻の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成3年度にあつては、42人とする。

附 則

- 1 この規則は、平成3年9月17日から施行する。
- 2 平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生に係る検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則(以下「改正学則」という。)別表(第30条第2項)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成3年10月1日以後において、平成3年度の入学に係る研究生及び聴講生の入学料の額は、改正学則別表(第30条第2項)の規定にかかわらず、研究生については、60,000円、聴講生については、20,000円とする。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度にあつては、57人とする。

附 則

この規則は、平成4年4月21日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則（以下「改正学則」という。）第11条の規定は、平成4年7月16日から、別表（第30条第2項）の規定は、平成4年11月2日から適用する。
- 3 平成4年11月2日以後における平成4年度の入学に係る研究生及び聴講生の授業料の額は、改正学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する地域政策科学研究科地域政策科学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成5年度にあつては、12人とする。

附 則

- 1 この規則は、平成5年7月6日から施行する。
- 2 平成5年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成6年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において在学している者の入学前の既修得単位の取扱いについては、この規則による改正後の福島大学大学院学則第23条の3の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年11月22日から施行する。
- 2 平成6年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年7月4日から施行する。
- 2 平成7年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年7月15日から施行する。
- 2 平成9年度の入学に係る入学料及び検定料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度の入学に係る授業料の額は、この規則による改正後の福島大学大学院学則別表（第30条第2項）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成11年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第5条第3項の規定は、平成12年度の入学に係るものから適用する。

附 則

この規則は、平成12年9月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年2月13日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日から引き続き教育学研究科に在学する者の教員免許状授与の所得資格を取得できる専修免許状の種類（免許教科）は、この規則による改正後の福島大学

大学院学則（以下「改正学則」という。）第24条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 3 改正学則第6条に規定する教育学研究科学校臨床心理専攻の収容定員は、同上の規定にかかわらず、平成13年度にあつては、9人とする。

附 則

この規則は、平成13年9月18日から施行し、平成14年度の入学に係る者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する地域政策科学研究科地域政策科学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成14年度にあつては、32人とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月4日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成15年10月14日から施行し、平成16年度入学に係る志願者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年6月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成20年度にあつては、60人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第3条に規定する教育学研究科及び第5条第1項に規定する教育学研究科各専攻(以下「教育学研究科等」という。)は、この学則による改正後の大学院学則第3条及び第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該教育学研究科等に在学する者が、当該教育学研究科等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の大学院学則第6条に規定する人間発達文化研究科及び教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成21年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人間発達文化研究科	教職教育専攻	11人
	地域文化創造専攻	20
	学校臨床心理専攻	9
教育学研究科	学校教育専攻	5
	学校臨床心理専攻	9
	教科教育専攻	33

- 4 平成21年3月31日に教育学研究科等に在学する者の教員免許状授与の所要資格を

取得できる専修免許状の免許教科等は、この学則による改正後の大学院学則第24条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に共生システム理工学研究科に置かれている共生システム理工学専攻修士課程は、この学則による改正後の福島大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が、当該専攻修士課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の大学院学則第5条第3項の規定は、平成22年度の入学に係る者から適用し、平成22年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。
- 4 この学則による改正後の大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻博士後期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度にあつては6人とし、平成23年度にあつては12人とする。
- 5 この学則による改正後の大学院学則第11条の2の規定は、平成22年度の入学に係る者から適用する。
- 6 この学則による改正後の大学院学則第30条の2第4項の規定は、平成22年度の進学に係る者から適用する。
- 7 平成22年3月31日に共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻修士課程に在学する者の教員免許状授与の所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、この学則による改正後の大学院学則第24条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年8月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の大学院学則（以下「改正学則」という。）第33条第2項及び第3項の規定は、制定の日から施行する。
- 2 改正前の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条第1項に規定する人間発達文化研究科教職教育専攻は、改正学則第5条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正学則第6条に規定する人間発達文化研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人間発達文化研究科	教職実践専攻	16人
	教職教育専攻	11
	地域文化創造専攻	37
	学校臨床心理専攻	16

- 4 平成29年3月31日に人間発達文化研究科教職教育専攻に在学する者の教員免許状授与の所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等は、改正学則第24条第2項の規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学に係る志願者から適用する。
- 2 この学則による改正後の福島大学大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻（博士前期課程）及び環境放射能学専攻（修士課程）の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度にあつては、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	113人

	環境放射能学専攻	7人
--	----------	----

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学に係る志願者から適用する。
- 2 令和3年3月31日に共生システム理工学研究科に置かれている環境放射能学専攻修士課程は、この学則による改正後の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が、当該専攻修士課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻(博士後期課程)並びに環境放射能学専攻(博士後期課程)の令和3年度及び令和4年度における収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		令和3年度	令和4年度
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	16人	14人
	環境放射能学専攻	2人	4人

福島大学大学院学則の変更事項を記載した書類

【改正事由】

- ・ 本学大学院共生システム理工学研究科博士後期課程に環境放射能学専攻を設置する。
- ・ 設置に伴い、「福島大学大学院学則」は以下の改正を行う。

【変更点】

○福島大学大学院学則

- ・ 第4条（第2項及び第3項）
環境放射能学専攻を修士課程から博士前期課程に変更することに伴う改正。
- ・ 第5条（第4項）
環境放射能学専攻を修士課程から博士前期課程に変更することに伴う改正。
- ・ 第5条（第6項）
共生システム理工学研究科の博士後期課程として環境放射能学専攻を設置することに伴う改正。
- ・ 第6条（表）
共生システム理工学研究科の博士後期課程の収容定員変更に伴う改正。
- ・ 附則
 - 第1項：施行日及び入学志願者への適用規定。
 - 第2項：施行日以前に在学する者に対する経過措置。
 - 第3項：第6条表中の収容定員に関する経過措置。

福島大学大学院学則の一部を改正する学則 新旧対照表(案)

改正 令和3年4月1日

改正後	現行
<p>(課程)</p> <p>第4条 前条の研究科の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。</p> <p>2 人間発達文化研究科地域文化創造専攻、人間発達文化研究科学校臨床心理専攻、地域政策科学研究科及び経済学研究科は修士課程とする。</p> <p>3 共生システム理工学研究科は博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は修士課程として取扱うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課程)</p> <p>第4条 前条の研究科の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。</p> <p>2 人間発達文化研究科地域文化創造専攻、人間発達文化研究科学校臨床心理専攻、地域政策科学研究科、<u>経済学研究科及び共生システム理工学研究科環境放射能学専攻</u>は修士課程とする。</p> <p>3 共生システム理工学研究科<u>共生システム理工学専攻</u>は博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期程は修士課程として取扱うものとする。</p> <p>4 (同左)</p>
<p>(専攻及び領域等)</p> <p>第5条 1～3(略)</p> <p>4 共生システム理工学研究科の環境放射能学専攻<u>博士前期課程</u>に当該各分野を置く。 生態学分野 モデリング分野 計測分野</p> <p>5 (略)</p>	<p>(専攻及び領域等)</p> <p>第5条 1～3(同左)</p> <p>4 共生システム理工学研究科の環境放射能学専攻<u>修士課程</u>に当該各分野を置く。 生態学分野 モデリング分野 計測分野</p> <p>5 (同左)</p>

6 共生システム理工学研究科の環境放射能学専攻博士後期課程に当該各領域を置く。

環境放射能領域

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間発達文化研究科	(略)			
地域政策科学研究科	(略)			
経済学研究科	(略)			
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	博士前期課程	53	106
		博士後期課程	4	12
	環境放射能学専攻	博士前期課程	7	14
		博士後期課程	2	6

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学に係る志願者から適用する。

(新設)

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間発達文化研究科	(同左)			
地域政策科学研究科	(同左)			
経済学研究科	(同左)			
共生システム理工学研究科	共生システム理工学専攻	博士前期課程	53	106
		博士後期課程	6	18
	環境放射能学専攻	修士課程	7	14
		(新設)		

2 令和3年3月31日に共生システム理工学研究科に置かれている環境放射能学専攻修士課程は、この学則による改正後の福島大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が、当該専攻修士課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 大学院学則第6条に規定する共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻(博士後期課程)並びに環境放射能学専攻(博士後期課程)の令和3年度及び令和4年度における収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		令和3年度	令和4年度
共生システム 理工学研究科	共生システム理工学 専攻	16人	14人
	環境放射能学専攻	2人	4人

福島大学大学院研究科委員会規則

平成16年9月21日

改正 平成19年4月17日

平成22年3月16日

平成27年2月16日

令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 福島大学大学院学則(昭和51年5月25日制定。以下「大学院学則」という。)

第37条第2項の規定に基づく福島大学大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 研究科担当の専任教授

2 研究科委員会において必要があると認めるときは、大学院学則第35条ただし書きに規定する准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が当該研究科における次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 大学院学生の入学、課程の修了及び在籍に関する事項
- 二 学位論文等の審査、最終試験及び学位の授与に関する事項
- 三 研究科の教育課程の編成及び教育内容の改善・充実にに関する事項
- 四 大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

2 前項に規定するもののほか、研究科委員会は、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、研究科長が指名した教授が議長となる。
- 3 研究科長は、委員の半数以上の要求があった場合には、研究科委員会を招集しなければならない。

第5条 研究科委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第1項第2号及び第4号に係るものについては別に定める。

2 研究科委員会の議事は、別に定めのある場合を除き出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 休職中及び海外旅行中の委員は、委員の総数に算入しない。

(事務)

第6条 研究科委員会に関する事務は、各学類支援室において行う。

(規則の改正)

第7条 この規則を改正するときは、各研究科委員会の議を経なければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関する必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

福島大学大学院共生システム理工学研究科規程（案）

平成20年3月31日

改正 平成22年3月31日

平成23年3月31日

平成23年9月28日

平成24年4月17日

平成26年3月12日

平成26年3月12日

平成27年3月27日

平成27年11月18日

平成28年3月30日

平成29年3月27日

平成30年3月14日

平成31年3月19日

令和 3年4月 1日

（趣旨）

第1条 福島大学大学院共生システム理工学研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 研究科は、「共生」のシステム科学という新たな枠組みの中で、21世紀の課題解決に向けた広範で多様な研究・教育を行い、地域に貢献できる人材と実践的な力を有する高度専門職業人・研究者を育成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 共生システム理工学専攻 人・産業・環境が共生する社会を構築するために必要な課題に中長期的視点で総合的に取り組むことができ、獲得した知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

二 環境放射能学専攻 人工および天然放射性核種の、計測、モニタリング計画、制御、予測、評価などに中長期的視点で総合的に取り組むことができ、環境防護、予測評価、環境修復、廃炉、中間貯蔵、浄化などの分野に貢献するとともに、その知見を社会の課題解決に活用できる人材と実践的な力を有する専門職業人を育成する。

(入学者の選考)

第3条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(所属分野又は領域)

第4条 学生は、博士前期課程にあつては学則第5条第3項及び第4項に規定する分野、博士後期課程にあつては学則第5条第5項及び第6項に規定する領域のいずれかに所属しなければならない。

2 分野又は領域の所属は、入学後に決定する。

(研究指導教員)

第5条 学生には、研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験・実習のいずれかにより、又は、これらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第7条 共生システム理工学専攻の学生は、博士前期課程にあつては別表1に定める開設授業科目のうちから、別表2に定める履修基準により、博士後期課程にあつては別表3に定める開設授業科目のうちから、別表4に定める履修基準により履修しなければならない。ただし、学則第25条第1項及び第2項のただし書きによる在学期間の短縮を希望する者は、別表1及び別表3の履修年次によらず履修することができる。

2 環境放射能学専攻の学生は、博士前期課程にあつては別表5に定める開設授業科目のうちから、別表6に定める履修基準により、博士後期課程にあつては別表7に定める開設授業科目のうちから、別表8に定める履修基準により履修しなければならない。ただし、学則第25条第1項及び第2項のただし書きによる在学期間の短縮を希望する者は、別表5及び別表7の履修年次によらず履修することができる。

3 研究指導教員が必要と認めるときは、学則第22条及び同第23条の規定により、他の研究科の授業科目及び他の大学院の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で前項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

4 学生が、学則第23条の3の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲で研究科において修得したものとみなし、第1項に規定する履修基準に基づく単位数に含めることができる。

5 博士前期課程にあつては、研究指導教員が必要と認めたときは、共生システム理工学類の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表2及び別表6に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

6 博士後期課程にあつては、研究指導教員が必要と認めたときは、博士前期課程又は修士課程の授業科目を履修することができる。この場合において、修得した単位は、別表4及び別表8に定める履修基準に基づく単位数には含めない。

(履修計画)

第8条 学生は、入学後、所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、あらかじめ研究課題を定めなければならない。

2 学生は、前項に規定するもののほか、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を定め、所定の様式により指定の期日までに届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第9条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(試験)

第10条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては研究報告等により試験に代えることができる。

2 病気その他やむを得ない理由により、前項に規定する試験を受けることができなかった学生については、追試験を行うことができる。

(成績)

第11条 試験又は研究報告等の成績は、S、A、B、C及びFの5段階に評価し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

(学位論文等)

第12条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

2 博士論文は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出しなければならない。

(最終試験)

第13条 最終試験は、博士前期課程、博士後期課程の修了に必要な単位の授業科目を履修中で、かつ、博士前期課程にあつては修士論文等を提出した者、博士後期課程にあつては博士論文を提出した者について、口述又は筆記により行う。

2 最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(研究プロジェクト型実践教育推進センター)

第14条 本研究科に研究プロジェクト型実践教育推進センターを置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

第16条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程第4条、第7条、第11条、第13条、別表1及び別表2の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成22年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成23年度入学生から適用し、平成23年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月12日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成27年度入学生から適用し、平成27年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成28年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学大学院共生システム理工学研究科規程別表1の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成30年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学共生システム理工学研究科規程の規定は平成31年度入学生から適用し平成31年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島大学共生システム理工学研究科規程の規定は令和3年度入学生から適用し令和3年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

別表 1

開設授業科目（博士前期課程）

履修分野	領域	授業科目	履修年次	単位数			授業形態		備考
				必修	選択	自由	講義	演習	
共通	基礎領域	共生システム特論	1	2					
数理・情報システム分野	基礎領域	応用非線型解析特論	1	2					
		応用数学特論	1	2					
		ネットワークシステム特論	1	2					
		知能情報学特論	1	2					
		アルゴリズム特論	1	2					
		情報セキュリティ特論	1	2					
		ソフトウェア工学特論	1	2					
		データ工学特論	1	2					
		最適化特論	1	2					
		経営情報システム特論	1	2					
		交通物流システム工学特論	1	2					
		ロジスティクスシステム特論	1	2					
		技術経営(MOT)特論	1	2					
	生産システム最適化特論	1	2						
	発展領域		応用非線型解析特論	1	2				
			応用数学特論	1	2				
			ネットワークシステム特論	1	2				
			知能情報学特論	1	2				
			アルゴリズム特論	1	2				
情報セキュリティ特論			1	2					
ソフトウェア工学特論			1	2					
データ工学特論	1	2							

		最適化特論	1	2								
		経営情報システム特論	1	2								
		交通物流システム工学特論	1	2								
		ロジスティクスシステム特論	1	2								
		技術経営(MOT)特論	1	2								
		生産システム最適化特論	1	2								
		地域実践研究	1	2								
		地域実践研究	1	2								
物 理・ メカ トロ ニク ス分 野	基礎 領域	人間医工学特論	1	2								
		材料システム設計特論	1	2								
	メカ トロ ニク ス分 野		物性物理学特論	1	2							
			宇宙と素粒子の物理学特論	1	2							
			感覚運動工学特論	1	2							
			パワーエレクトロニクス特論	1	2							
			エネルギーシステム工学特論	1	2							
			メカトロニクス特論	1	2							
			福祉工学特論	1	2							
			発展 領域		人間医工学特論	1	2					
					材料システム設計特論	1	2					
					物性物理学特論	1	2					
	宇宙と素粒子の物理学特論	1			2							
	感覚運動工学特論	1			2							
	パワーエレクトロニクス特論	1			2							
	エネルギーシステム工学特論	1			2							
メカトロニクス特論	1	2										
福祉工学特論	1	2										
特殊加工特論	1	2										
		地域実践研究	1	2								
		地域実践研究	1	2								

物質・エネルギー科学分野	基礎領域	物理化学特論	1	2				
		無機化学特論	1	2				
		有機化学特論	1	2				
		合成化学特論	1	2				
		分析化学特論	1	2				
		材料物性特論	1	2				
		生物学特論	1	2				
		無機固体化学特論	1	2				
		製造プロセス工学特論	1	2				
		資源材料工学特論	1	2				
		再生可能エネルギー特論	1	2				
		エネルギー政策特論	1	2				
	発展領域	物理化学特論	1	2				
		無機化学特論	1	2				
		有機化学特論	1	2				
		合成化学特論	1	2				
		分析化学特論	1	2				
		材料物性特論	1	2				
		生物学特論	1	2				
		無機固体化学特論	1	2				
製造プロセス工学特論		1	2					
資源材料工学特論		1	2					
風力エネルギー技術特論		1	2					
太陽光発電特論		1	2					
地球熱システム特論	1	2						
工業材料特論	1	2						
地域実践研究	1	2						
地域実践研究	1	2						
生命・領域	基礎領域	植物生態学特論	1	2				
		植物多様性特論	1	2				

環境分野	動物形態学特論	1	2				
	環境微生物学特論	1	2				
	バイオ・エコエンジニアリング特論	1	2				
	地質学特論	1	2				
	流域水管理特論	1	2				
	環境モデリング特論	1	2				
	流域水循環特論	1	2				
	地下水盆管理計画特論	1	2				
	サウンドスケープ特論	1	2				
	環境計画特論	1	2				
	地域計画特論	1	2				
	精神生理学特論	1	2				
	神経生理学特論	1	2				
	実験心理学特論	1	2				
発展領域	植物生態学特論	1	2				
	植物多様性特論	1	2				
	動物形態学特論	1	2				
	環境微生物学特論	1	2				
	バイオ・エコエンジニアリング特論	1	2				
	地質学特論	1	2				
	流域水管理特論	1	2				
	環境モデリング特論	1	2				
	流域水循環特論	1	2				
	地下水盆管理計画特論	1	2				
	サウンドスケープ特論	1	2				
	環境計画特論	1	2				
	地域計画特論	1	2				
	精神生理学特論	1	2				

	神経生理学特論	1	2					
	実験心理学特論	1	2					
	地域実践研究	1	2					
	地域実践研究	1	2					
	理工学セミナー	1	2					
	理工学セミナー	1	2					
	理工学セミナー	2	2					
	修士論文研究	1	2					
	修士論文研究	1	2					
	修士論文研究	2	2					
	修士論文研究	2	2					

別表 2

履修基準（博士前期課程）

区分	基準	単位数
必修	修士論文研究 、 、 、	8単位
	理工学セミナー 、 、	6単位
選択必修	所属分野の基礎領域に含まれる授業科目	6単位
	所属分野の発展領域に含まれる授業科目	4単位
自由選択	選択必修科目として選択していない科目、環境放射能学 専攻の授業科目又は他研究科等の授業科目	6単位
最低修得単位数合計		30単位

上記を修得し、本大学院が行う修士論文の審査に合格すること。

別表 3

開設授業科目（博士後期課程）

領域	科目区分	授業科目	履修年次	単位数		授業形態		備考
				必修	選択	講義	演習	
共通	共通科目A	共生システム特別講究	1前		2			
		人科学特別講究	1前		2			

	共通科目B	工場管理特別演習	2前	2				
		研究開発企画演習	2前	2				
		イノベーション演習	2前	2				
共生機械システム領域	専門科目	共生システム科学特別講究	1前	2				
		共生システム科学特別講究	2前	2				
		実践特別講究	1後	2				
		実践特別講究	2後	2				
		共生機械システム特別演習	3前	2				
	特別研究	共生システム科学特別研究	1～3通	6				
産業共生システム領域	専門科目	共生システム科学特別講究	1前	2				
		共生システム科学特別講究	2前	2				
		実践特別講究	1後	2				
		実践特別講究	2後	2				
		産業共生システム特別演習	3前	2				
	特別研究	共生システム科学特別研究	1～3通	6				
環境共生システム領域	専門科目	共生システム科学特別講究	1前	2				
		共生システム科学特別講究	2前	2				
		実践特別講究	1後	2				
		実践特別講究	2後	2				
		環境共生システム特別演習	3前	2				
	特別研究	共生システム科学特別研究	1～3通	6				

別表 4

履修基準（博士後期課程）

区分	基準	単位数
必修	所属する領域の「専門科目」5科目10単位、「特別研究」6単位、 計16単位修得	16単位
選択必修	共通科目に含まれる授業科目のうち共通科目A（「共生システム 特別講究」「人科学特別講究」のうち1科目必修）及び共通科目B （「工場管理特別演習」「研究開発企画演習」「イノベーション 演習」のうち1科目必修）	4単位
最低修得単位数合計		20単位

上記を修得し、本大学院が行う博士論文の審査に合格すること。

別表 5

開設授業科目及び履修基準（博士前期課程）

領域区分	科目区分	履修分野	授業科目名	履修年次	単位数		授業形態			備考
					必修	選択	講義	演習	実験・実習	
基礎領域	実践科目	共通	環境放射能学演習	1	1					
			環境放射能学特別演習	1	1					
	共通科目	共通	核種分析学	1	2					
			放射線計測学	1	2					
			放射線影響学	1	2					
			放射生態学	1	2					
			環境放射能学	1	2					
			環境放射能学	1	2					
放射能災害学	1	2								
深化領域	応用科目	生態学分野	水圏放射生態学	1	2					
			陸域放射生態学	1	2					
			森林放射能学	1	2					
			動物生態学	1	2					
			バイオ・エコエンジニアリング特論	1	2					
			バイオ・エコエンジニアリング特論	1	2					
			環境微生物学特論	1	2					
			環境微生物学特論	1	2					
			放射能生態実習	2	2					
	モデル	リン	陸域放射能動態学	1	2					
			移動現象論	1	2					

講究科目	分野	放射能モデリング学特論	1	2					
		海洋放射能動態学特論	1	2					
		流域水管理特論	1	2					
		流域水管理特論	1	2					
		流域水循環特論	1	2					
		流域水循環特論	1	2					
		地下水盆管理計画特論	1	2					
		地下水盆管理計画特論	1	2					
		放射能モデリング実習	2	2					
	計測分野	陸域生物圏放射能動態学	1	2					
		放射能等の分離技術	1	2					
		放射線計測工学特論	1	2					
		物性物理学特論	1	2					
		物性物理学特論	1	2					
		分析化学特論	1	2					
		分析化学特論	1	2					
		メカトロニクス特論	1	2					
		メカトロニクス特論	1	2					
	放射能計測実習	2	2						
共通	修士論文研究	1	2						
	修士論文研究	2	2						
	修士論文研究	2	2						

は共生システム理工学研究科共生システム理工学専攻博士前期課程開講授業

別表 6

履修基準（博士前期課程）

区分	基準	単位数
必修	基礎領域 実践科目	2単位
	基礎領域 共通科目	14単位
	深化領域 所属する分野の応用科目に含まれる必修科目	2単位
	深化領域 修士論文研究 、 、	6単位
選択必修	深化領域 所属する分野の応用科目に含まれる選択科目	6単位
最低修得単位数合計		30単位

上記を修得し、本大学院が行う修士論文の審査に合格すること。

別表 7

開設授業科目（博士後期課程）

科目区分	授業科目の名称	履修年次	単位数		授業形態		
			必修	選択	演習	実験・実習	
基礎科目	生態学分野	放射生態学特別演習		2		—	
		放射生態学特別演習	1後	2		—	
	モデリング分野	放射能動態解析特別演習	1前		2		—
		放射能動態解析特別演習	1後		2		—
	計測分野	放射能計測特別演習	1前		2		—
		放射能計測特別演習	1後		2		—
応用科目	共通	環境放射能特別演習	2前	2		—	
		環境放射能特別演習	2後	2		—	
		環境放射能特別講演	3前	2		—	
		サイエンスコミュニケーション特別演習	3後	2		—	
講究科目	共通	環境放射能特別研究	1～3通	6		—	

別表 8

履修基準（博士後期課程）

区分	基準	単位数
必修	応用科目必修8単位、講究科目必修6単位、合計14単位修得	14単位
選択必修	所属分野の基礎科目4単位を含む6単位修得	6単位
最低修得単位数合計		20単位